



令和5年8月4日

広島労働局長

釜石 英雄 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月4日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業に係る最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、広島県百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金について決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため答申する。